

紙面上では市外局番03の表記を省略しています。

# 平成25年度 後期高齢者医療制度の保険料をお知らせします

後期高齢者医療制度の保険料額決定通知書・納入通知書兼特別徴収開始通知書などを7月中旬にお送りします。

平成25年度の後期高齢者医療制度の保険料の算定方法は、下記の通りです。

【担当課】 国保年金課 ☎3695 - 1111(内線)3343

## 保険料の算定方法

$$\text{保険料 (限度額55万円)} = \text{均等割額 40,100円} + \text{所得割額 賦課のもととなる所得金額}(\times 1) \times 8.19\%$$

(※1) 賦課のもととなる所得金額＝総所得金額等から33万円(基礎控除)を差し引いた額。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

## 保険料均等割額の軽減

世帯主および同じ世帯の被保険者の総所得金額等の合計額が下表の基準以下の場合、均等割額を軽減しています。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	均等割額の軽減割合
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円+(24万5千円×世帯主を除く被保険者の数)以下(単身者は該当しません)	5割
33万円+(35万円×被保険者の数)以下	2割

65歳以上(1月1日時点)の方で公的年金所得がある場合は、その所得から15万円を差し引いた額で判定します。

## 保険料所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等から33万円(基礎控除額)を差し引いた賦課のもととなる所得金額が右表の基準以下の場合、所得割額を軽減しています。

賦課のもととなる所得金額	年金収入のみの場合	所得割額の軽減割合
15万円以下	168万円以下	100%
20万円以下	173万円以下	75%
58万円以下	211万円以下	50%

## 制度加入の前日まで被用者保険(※2)の被扶養者だった方の保険料の特例

均等割額が9割軽減となり、所得割額はかかりません。

(※2) 被用者保険とは、国民健康保険と国民健康保険組合を除く健康保険(健康保険組合、共済組合など)のことです。

## 【年金収入のみの場合の保険料例】

年金収入には、遺族年金や障害年金は含まれません。

### ケース1 単身世帯の場合

年金収入	80万円	160万円	170万円	200万円	240万円
均等割の軽減割合	9割	8.5割	2割	2割	なし
均等割額(A)	4,010円	6,015円	32,080円	32,080円	40,100円
所得割の軽減割合		100%	75%	50%	なし
所得割額(B)	0円	0円	3,480円	19,246円	71,253円
保険料総額(A+B)	4,000円	6,000円	35,500円	51,300円	111,300円

(保険料総額の100円未満は切り捨て)

### ケース2 75歳以上の夫婦二世帯の場合

年金収入	夫	80万円	160万円	170万円	200万円	240万円
	妻	70万円	70万円	70万円	70万円	70万円
均等割の軽減割合		9割	8.5割	5割	2割	なし
均等割額(A)	夫	4,010円	6,015円	20,050円	32,080円	40,100円
	妻	4,010円	6,015円	20,050円	32,080円	40,100円
所得割の軽減割合	夫		100%	75%	50%	なし
	妻					
所得割額(B)	夫	0円	0円	3,480円	19,246円	71,253円
	妻	0円	0円	0円	0円	0円
各人保険料総額(A+B)	夫	4,000円	6,000円	23,500円	51,300円	111,300円
	妻	4,000円	6,000円	20,000円	32,000円	40,100円
保険料世帯総額		8,000円	12,000円	43,500円	83,300円	151,400円

(各人保険料総額の100円未満は切り捨て)

## 保険料の納付方法

### 特別徴収

保険料は原則、年金からの引き落としとなります。ただし、年金受給額の年額が18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方の保険料は、年金から引き落としになりません。

### 普通徴収

年金引き落としの対象とならない方は、納付書や口座振替で納めてください。納付書は7月、10月、翌年1月に3カ月分ずつお送りします。

口座振替をご希望の場合は手続きが必要です。特別徴収で納めている方でも、申し出により口座振替で納付できます。詳しくは、保険料額決定通知書に同封の案内をご覧ください。

## 非常勤職員募集

詳しくはお問い合わせください。

職種・勤務内容	募集人数	対象	勤務期間	勤務日時	報酬など	申込方法	選考日・選考方法	申し込み・担当課
障害児保育補佐保育士 集団保育の適応などに補助が必要な乳幼児の保育補助	若干名	保育士の資格を有する方	8月1日～ 26年3月31日 (更新可)	月～土曜日のうち週5日 午前8時30分～午後5時 15分のうち対象となる乳幼児が登園する時間(週30時間勤務)	月額128,700円 交通費・有給休暇あり。健康保険・厚生年金・雇用保険加入。	7月22日(月)までに、電話で申し込みの上、市販の履歴書と80円切手1枚を、指定された日時に男女平等推進センター(立石5-27-1 ウィメンズバル内)に持参。	7月23日(火)書類選考・面接	保育管理課 ☎5654 - 8267
生活支援員(産休代替) 心身に障害のある方に対しての日常生活上の介護や支援	2人	次のいずれかに該当する方▷社会福祉士、学校教諭、保育士、介護福祉士のいずれかの資格を有する方▷大学または専門学校で社会福祉学、心理学を専攻した方▷障害者の支援に経験を有する方	8月5日～ 26年3月31日 (採用時期・更新可)	週5日 午前8時45分～午後2時45分または午前9時30分～午後3時30分	月額180,300円 交通費・有給休暇あり。健康保険・厚生年金・雇用保険加入。	市販の履歴書と応募資格を証する書類の写し、返信用封筒(80円切手貼り付け、宛先記入)を7月21日(日)(消印有効)までに郵送。	書類選考の上、7月24日(水)に面接・筆記考査	〒124-0006 堀切3-34-1 ウェルピアかつしか内 障害者生活介護事業所 ☎5698 - 1329

## 区民相談 8月分

区民相談室(区役所2階209番) ☎5654 - 8612～5

相談に関する資料があればお持ちください。

相談内容	日時	場所	備考
法律相談	8/5・19(月) 午後1時30分～5時	金町地区センター	相談日の2週間前の同一曜日 午前9時から電話予約。
	8/12・26(月) 午後1時30分～5時	新小岩北地区センター	
不動産取引相談	水・金曜 午後1～5時	区民相談室	☎5654 - 8612 ☎5654 - 8613 ☎5654 - 8614 ☎5654 - 8615
登記・測量相談	8/13・27(火) 午後1～4時		
遺言書・遺産分割協議書の書き方相談	8/6・20(火) 午後1～4時		
税金と経理相談	水曜 午前10時～午後4時		
人権の上相談	8/6(火) 午前10時～午後3時		
行政相談	8/15(木) 午後1～4時		
建築相談	8/2・16(金) 午後1～4時		
年金・社会保険・労働問題相談	8/8(木) 午後1～4時		
青少年の生活相談	8/26(月) 午前10時～午後4時		
住宅修繕相談	8/5・19(月) 午後1～4時		
区政・一般相談	月～金曜 午前9時～午後5時	区民相談室	☎5654 - 8612～5
交通事故相談	月～金曜 午前9時～午後5時		
福祉サービス苦情調整	金曜 午後1時30分～3時30分 訪問相談や日時変更も相談に応じます。	2階福祉総合窓口相談室(前日までに福祉管理課☎5654 - 8243へ電話予約を)	
精神保健相談	ご本人やご家族、関係者などからの相談に精神科医が応じます。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。	保健センター(7面上欄参照) (要電話予約)	
55歳以上の就業相談・あっせん	月～金曜 午前9時～午後4時	ワークスかつしか(シニア活動支援センター内)	☎3692 - 3181

消費生活相談	月～金曜、土曜電話相談8/3(土)・24(土) 午前9時～午後4時30分	消費生活センター(ウィメンズバル内) ☎5698 - 2311
内職相談	火・木曜 午前10時～午後4時	
就職相談あっせん	月～金曜 午前10時～午後7時 第1・3土曜 午前10時～午後5時(要予約)	しごと発見プラザかつしか(テクノプラザかつしか内) ☎5680 - 8765
中小企業経営相談・出前アドバイザー	月～金曜 午前10時～午後5時	産業経済課(要電話予約) (テクノプラザかつしか内) ☎3838 - 5556
下請相談	月・火曜 午前10時～午後5時 事業所への巡回もします。	
手話相談	月～金曜 午前9時～午後5時 火～土曜 午前10時～午後5時	障害福祉課(区役所2階201番) FAX5698 - 1531
ピアカウンセリング相談	予約が必要です。詳しくは、自立生活支援センターにお問い合わせください。	自立生活支援センター(ウェルピアかつしか内) ☎5698 - 1315 FAX5698 - 1349
教育相談いじめ相談	月～金曜 午前9時～午後5時 (来所は要電話予約)	総合教育センター教育相談担当 ☎5668 - 7603
子どもの虐待発達相談	総合 月～土曜 午前8時30分～午後5時 虐待 毎日24時間受け付け 発達 月～金曜 午前8時30分～午後5時	☎3602 - 1386 ☎3602 - 1389(専用) ☎3602 - 1388
妊産・出産どうしようコール	月～金曜 午前8時30分～午後5時	☎3602 - 1391(専用)
女性に対する暴力相談	月曜 午前10時～午後5時	男女平等推進センター(要電話予約) ☎5698 - 2211
法律相談(女性対象)	火曜 午後1時30分～4時30分	
悩みごと相談(女性対象)	月・火・木・金曜 午前10時～午後5時 水曜 午後1～8時(午後5時以降は電話相談のみ・男性からの相談可)	男女平等推進センター(要電話予約) ☎5698 - 2213
外国人生活相談 Foreign Resident's Advisory Desk 外国人生活相談室	8/5・12・19・26(月)午後0時30分～4時30分 8/5・12・19・26(Mon) 0:30pm～4:30pm 8/5・12・19・26(星期一) 中午12時30分、至下午4時30分	区民相談室 Katsushika City Office 葛飾区役所内



政治家は有権者に寄附を「贈らない」 有権者は政治家に寄附を「求めない」 政治家から有権者への寄附は「受け取らない」  
 寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう 【担当課】 選挙管理委員会事務局 ☎5654 - 8493～6

